

京都市告示第223号

騒音規制法に基づく地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準を定める告示等の一部を次のように改正する。

平成18年10月11日

京都市長 梶本 頼兼

次に掲げる告示の規定中「児童福祉法第7条」を「児童福祉法第7条第1項」に改める。

- 1 昭和61年4月1日京都市告示第2号(騒音規制法に基づく地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準)
- 2 昭和61年4月1日京都市告示第3号(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する区域)
- 3 昭和61年4月1日京都市告示第5号(振動規制法に基づく地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準)
- 4 昭和61年4月1日京都市告示第6号(振動規制法施行規則に規定する区域)

(環境局地球環境政策部環境指導課)